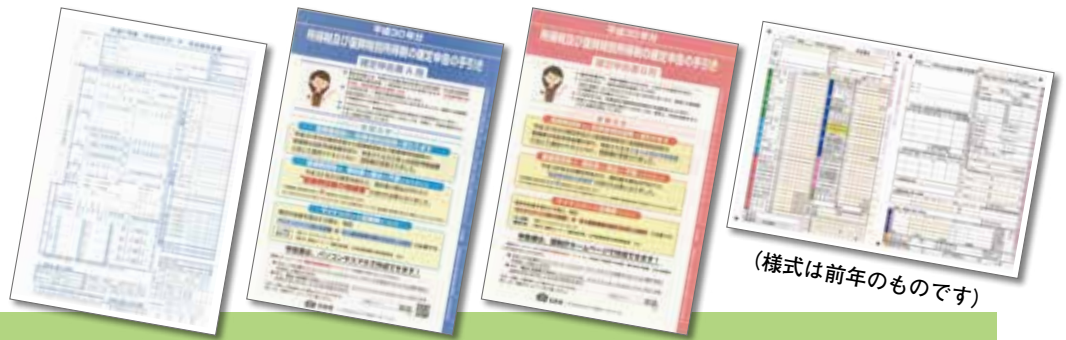


# お早めに



## 上尾税務署からのお知らせ

問い合わせ／上尾税務署 (☎ 048-770-1800・自動音声「2」)

### 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

**2月17日(月)～3月16日(月)** 9時～16時(受付＝8時30分～)  
土・日曜日、祝日を除く

会場には15時頃までにお越しください。相談が17時を過ぎると再度お越しいただく場合があります。

#### 5分で発行！確定申告に便利なID・パスワードを取得しよう！

マイナンバーカードやICカードリーダーライタを持っていなくても、パソコンやスマートフォンでe-Taxから簡単に申告することができます。ID・パスワードは税務署窓口で発行できます(運転免許証等の本人確認が必要)。



#### 消費税の確定申告はご注意を

消費税率改定後の10月1日以降の取引については、売上げや仕入れ等を税率(軽減・標準)ごとに区分した帳簿を作成する必要があります。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

#### 確定申告期の非常勤職員を募集



期間／1月14日(火)～3月31日(金)  
勤務時間／8時45分～17時のうち4～7時間  
場所／上尾税務署  
定員／60人程度

内容／①データ入力・書類整理  
②申告会場でのパソコン操作補助  
時給／①940円 ②980円  
その他／応募方法等の詳細はお問い合わせください

### 申告に使用する**社会保険料控除**用の納付額確認書を交付

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の普通徴収分(年金天引き以外の納付分)のうち、口座振替で納付した方を対象に、保険税(料)の納付額確認書を1月下旬までに郵送します。

納付書で納付した場合などで納付額確認書が必要な方は、国保年金課、介護保険課又は両支所福祉グループに申請してください。※個人情報保護のため、電話での納付額の確認はできません

持ち物／来庁者の本人確認書類(運転免許証等)、委任状(本人又は同一世帯親族以外が申請する場合)

問い合わせ／国民健康保険税・後期高齢者医療保険料＝国保年金課(内線2653・2663)

介護保険料＝介護保険課(内線2675)





# 市・県民税の申告 所得税の確定申告 **は正しく**

問い合わせ／市・県民税に関すること = 税務課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）  
所得税に関すること = 上尾税務署（☎048-770-1800・自動音声案内「2」）

## ■ 収支内訳書、医療費控除の明細書の事前作成のお願い

市では、2・3月に申告会場を設けており、市・県民税の申告、給与や公的年金等収入などの総合課税の確定申告を受け付けています。

農業や営業等の事業所得や不動産所得がある方は、売り上げや必要経費等を記帳する収支内訳書の自書作成を、また、医療費控除を受ける方は、医療費の明細書の“事前作成”をお願いします。

申告会場での作成は、会場でお待ちになる方へのサービス低下になりますのでご遠慮ください。

令和元年分確定申告書等は、1月中旬以降に税務課、両支所、市民サービスコーナー、市民センターで配布します（部数には限りがあります）。申告会場の日程は、広報かがやき1月号に掲載を予定しています。



▲収支内訳書



▲医療費控除の明細書

各種様式は、国税庁ホームページ（「国税庁確定申告」で検索）からダウンロードできます

## ■ 税制上の主な改正点（令和2年度（令和元年分）課税から適用）

### ふるさと納税制度の見直し

総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市区町村を「ふるさと納税（特例控除）」の対象として指定する「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されました。令和元年6月1日からは、指定を受けていない地方団体に対する寄附金は特例控除の対象外となっています。

### 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充

消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、住宅ローン控除の期間が3年間延長（10年間→13年間）されました。

## 償却資産の申告について

賦課期日（1月1日）現在で市内に事業用資産を所有している方又は事業を行わなくても他の事業者（市内に事業所があるもの）に事業用として貸与している方は償却資産の申告が必要です。申告対象となる方や令和元年中に法人市民税の「法人設立（設置）届」を提出された方などには、12月上旬に申告書類を郵送しています。

申告期限／1月31日(金)

その他／課税標準額が150万円に満たない方には、申告書の発送をしていません。詳細は市ホームページをご覧ください

問い合わせ／税務課家屋担当（内線2263～2265）

